

八王子市立陵南中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 いじめ防止等のための基本的な方針（H29 最終改定）
 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.8 月改訂版）
 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4 改定）

八王子市立陵南中学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行う。
- ・いじめを早期に発見し、速やかに解決するための組織的な対応を行う。
- ・学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図る。
- ・家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめ問題を克服するための継続的な取組を推進する。

〇令和7年度の重点項目

ア いじめの未然防止 イ いじめの早期発見 ウ いじめの早期対応

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇生徒に、「いじめることは人間として絶対に許せない」との強い認識の定着させること。
- 〇「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という視点を持ち、生徒の些細な変化や兆候に目を向けようとする意識の構築を全教職員に図ること。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週水曜日 13時50分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、
 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ※対策委員会のコーディネーターは委員の中から1名任命する。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
 校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 1 いじめが疑われる事実の掌握・調査（主に当該学年で対応）
- 2 学校いじめ対策委員会に報告・認定
- 3 対応方針の作成、被害生徒、保護者への説明
- 4 加害生徒への指導、加害生徒保護者への説明
- 5 被害生徒、保護者への状況報告
- 6 再発に備えた見守り

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月実施 「いじめ基本方針を校内で確認し、昨年度はいじめの事案を共有」
- 2学期実施「いじめの未然防止のための教員の対応と環境づくり」
 SCによる講演
- 3学期実施「いじめへの組織的な対応と防止対策」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳：あらゆる教育活動の場面で、生命や人権尊重についての意識の高揚に努める。
- ・社会：様々な人権に関する問題とその背景を正しく捉え、多面的、多角的に考察する姿勢を育てる。
- ・特別活動：望ましい集団生活を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

SOSの出し方に関する授業

- 2学期実施
- 道徳の授業で生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重する態度を育てる。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 6月実施
- 「臓器移植」をテーマとした東京都臓器移植コーディネーターによる出前授業を行い、生命はかけがえのない大切なものであって、決して軽々しく扱われてはならないとする態度を育む。

生徒の自己肯定感を高める取組

- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。